

令和6年度笠松町 住民税非課税世帯等生活支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、令和6年度新たに、住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

- ① 1世帯あたり **10**万円
- ② 対象世帯のうち、18歳以下のこども(※)がいる世帯にはこども1人あたり**5**万円を加算

※平成18年4月2日から令和6年10月31日までに生まれたこども

給付金の支給時期

給付金は、町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後を目安に、指定の口座に振り込みます。

対象世帯

世帯の1人以上が、令和5年度の住民税所得割が課税されていて、かつ

令和6年度 **新たに**
「住民税(均等割)非課税」
となった世帯

令和6年度 **新たに**
「住民税均等割のみ課税」
となった世帯

町から確認書が届きますので、**10月31日(木)までに**、
確認書を返送してください。 ※郵送は消印有効



《一部申請が必要な場合があります》

※令和6年6月3日時点で笠松町に住民登録のある方で、給付金の対象者に確認書を送付します。

給付金の支給手続きは裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

新たな 令和6年度 住民税（均等割）非課税世帯 または 住民税均等割のみ課税世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、笠松町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して、笠松町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか。
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか。
- ③世帯の中に、住民税の未申告者はいないか。
- ④令和5年度に、給付金（7万円・10万円）を受給していないか。



(2) 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に笠松町の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



※令和5年度に、『7万円』や『10万円』の物価高騰対策に関する給付金を、すでに受給された方（未申請者を含む）は、今回、支給対象者ではありません。



住民税非課税世帯等生活支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

【笠松町役場 福祉子ども課】

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

☎ 058-388-1116